

令和7年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年3月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年3月7日 午前9時宣告

開 議 令和7年3月7日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	住 民 課 長	真辺 美紀
副 町 長	田村 正和	産業振興課長	下八川久夫
教 育 長	濱田 陽治	建 設 課 長	吉野 広昭
教 育 次 長	廣田 春秋	農業委員会事務局長	藤本 雅徳
総 務 課 長	片岡 和子	健康福祉課長	岡崎 省治
まちづくり推進課長	岡田 秀和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
会計管理者兼会計課長	吉野 利香		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐
議会事務局主事	吉田 智哉

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3 番 山本 和輝 5 番 橋元 陽一

令和7年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和7年3月7日 午前9時開議

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| 日程第4 | 行 政 報 告 |
| 日程第5 | 報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第6 | 同意案第1号 佐川町監査委員の選任について |
| 日程第7 | 議案第 3 号 令和6年度佐川町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第8 | 議案第 4 号 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第 5 号 令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第 6 号 令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第11 | 議案第 7 号 令和6年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第 8 号 令和6年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第 9 号 令和6年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第10号 令和7年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第11号 令和7年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |

日程第16	議案第12号	令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第17	議案第13号	令和7年度佐川町学校給食特別会計予算
日程第18	議案第14号	令和7年度佐川町介護保険特別会計予算
日程第19	議案第15号	令和7年度佐川町農業集落排水事業会計予算
日程第20	議案第16号	令和7年度佐川町水道事業会計予算
日程第21	議案第17号	令和7年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第22	議案第18号	佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第19号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第20号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第21号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第22号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第23号	佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第24号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第25号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第26号	佐川町職員等の旅費等に関する条例の制定について
日程第31	議案第27号	公職選挙法に基づく選挙及び当選の効力に関する異議の申出の場合の選挙人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第28号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第29号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第34	議案第30号	佐川町議会及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第31号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第36	議案第32号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第37	議案第33号	佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第34号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第39	議案第35号	佐川町立青山文庫設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第40	議案第36号	佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
日程第41	議案第37号	佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について
日程第42	議案第38号	斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
日程第43	議案第39号	健康センター和楽の指定管理者の指定について
日程第44	議案第40号	佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
日程第45	議案第41号	佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について
日程第46	議案第42号	町道路線の認定について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから令和7年3月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、3番、山本和輝君、5番、橋元陽一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長、藤原健祐君。

藤原君。

議会運営委員長（藤原健祐君）

3月定例会の会期及び運営につきまして、3月3日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日3月7日を開会日とし、議案の上程までとします。

上程後休会とし、議会運営委員会を開催します。

8日土曜日、9日日曜日は休会とします。

10日月曜日から11日の火曜日、午前中は休会とし、午後から12日水曜日にかけて、一般質問を行います。

質問終了後、休会とし、13日木曜日にかけて、予算勉強会及び総務文教常任委員会を開催します。

14日金曜日は議案審議、質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は3月7日から14日までの8日間に決定しましたので報告します。

なお、運営については議長に一任をいたしますので、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から14日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって会期は本日から14日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、例月の出納検査報告書の提出が監査委員よりあっております。

これらは事務局で保管しておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。それでは、12月定例会後の主立ったものについて報告します。

12月20日、日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席してまいりました。

議案は、日高村佐川町学校組合教育委員会委員の選任同意1件、教育長の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例や、日高村佐川町学校組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、また、令和6年度日高村佐川町学校組合一般会計補正予算についてであり、いずれの議案も満場一致で可決されました。

1月10日、恵比寿祭りのご案内をいただき、参加してまいりました。

商売繁盛・家内安全を祈願し、町内保育園児の参加や商工会関係の方々など、たくさんご参加され、伝統のお祭りを大いに盛り上げていただきました。今後とも町の伝統行事として続きますことを祈願しております。

1月12日、令和7年佐川町二十歳の集いが桜座において開催され、議員の皆様とともに出席し、二十歳を迎えられました皆様に、お祝いの言葉を申し上げてまいりました。今年は例年にも増して、良いお天気に恵まれました。会場は、二十歳の皆様の元気な声と笑顔で満ち溢れ、これからの門出にふさわしい、心に残る一日となられたのではないかと思います。

1月14日、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会の要望活動を、国土交通省四国地方整備局へ町長とともに行ってまいりました。要望事項は、高規格道路の整備促進や道路機能の強化、またそれに伴う予算の確保と重点配分などを要望してまいりました。今後、「人流・物流・防災など住民生活の向上」を期待し、「沿線地域の活性化や地域経済の好循環」につながるよう安心・安全な道路へと進め、よりよいものにしていただきたいと重ねて要望してまいりました。

1月30日、令和6年度仁淀川改修期成同盟会の要望活動を、国土交通省四国地方整備局へ町長とともに行ってまいりました。「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を引き続き要望し、仁淀川の支流である柳瀬川の台風などにより想定される被害、河川改修工事に係る環境整備における予算を要望してまいりました。

2月13日、高知県町村議会議長会理事会が開催され参加してまいりました。

2月21日、第53回高幡町村議会議長会臨時総会が高知県自治会館において開催され、事務局長と出席してまいりました。高幡町村議会議長会役員選出と

規約の一部を改正する規約案が提出され、満場一致で可決されました。

終了後、高知県町村議会議長会第 76 回定期総会が開催され、参加してまいりました。いの町議会議長、筒井会長の挨拶に続き、自治功労者表彰があり、当町の永田耕朗議員が議会議員 27 年以上在職者として表彰され、森正彦議員が議会議員 15 年以上在職者として表彰されました。佐川町議会にとって誠に名誉なことでもあります。

総会に提出されました議案は、報告 3 件と令和 7 年度高知県町村議会議長会運営方針及び一般会計予算など議案 3 件でありましたが、いずれも原案どおり可決されました。

同日、高知県町村長・町村議会議長大会が「ザ クラウンパレス新阪急高知」において開催され、町長とともに出席してまいりました。会では、地方財政の充実・強化や農林水産業・地域の活力創造について・南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進についてなど 6 項目について、国に要望していくことを全会一致で決議採択しました。参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議は、私のほうから宣言させていただきましたが、いずれも採択されました。

2 月 28 日、高吾北広域町村事務組合議会第一回定例会が開催され、出席してまいりました。提出されました議案は、高吾北広域市町村事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を含む条例案 8 件、令和 6 年度一般会計補正予算案などを含む補正予算案 4 件、令和 7 年度高吾北広域町村事務組合一般会計予算案を含む当初予算 5 件で、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

組合長の諸般報告の主立ったものでは、1 月末の清掃センターの回収件数などの報告があり、1 月末ごみ処理量 6,173 トンで、対前年度比率 4.3%減、同月末の消防火災出動総数は 9 件と、対前年度に比べ 2 件減っているとのことでした。特に火災が発生しやすいこの時期、地域で火災を起こさないよう、細心の注意を払うことを引き続き心がけていきたいものです。

3 月 1 日、佐川高等学校で卒業式があり、出席をしてまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

皆さんおはようございます。

本日は、議員の皆様方にご出席をいただき、令和 7 年 3 月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼を申し上げます。

また日頃は町政運営に対しましてご指導、ご協力を賜り、改めまして厚く御

礼を申し上げます。

それでは開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、「町立図書館さくと」についてご報告をいたします。

昨年12月20日にオープンしました町立図書館さくとにつきましては、1月には23日開館し、日々の来館者数の平均が184名、日々の貸出冊数の平均が330.9冊で、仮設図書館開設時と比較して、来館者数で約5倍、貸出冊数で約4倍となっております。

このようにたくさんの住民の皆様にご活用いただき、学び合いスタジオにおきましても、ふるさと学習の成果発表などにもご活用いただくなど、順調にスタートしております。喜ばしく思うとともにご支援いただいている皆様にも、心から感謝いたします。

また2月16日午後には、開館記念イベントとしまして、町出身の声優小野大輔さんの「朗読会」を開催いたしました。2回の講演には、抽選に選ばれた、それぞれ70名の皆様に、小野さんの朗読とトークをお楽しみいただき、感動的な時間となりました。

今後、この図書館が、図書館としましての本来の機能を充実させながら、佐川の未来を育む「学び合いの広場」として育っていくことを楽しみにしております。

次に、人口減少対策に伴う同窓会支援事業についてご報告いたします。

今年度から高知県が「人口減少対策総合交付金」を設け、県内自治体の人口減少対策への取り組みに支援を行っております。

町といたしましては、人口減少対策の一つとしまして、この交付金事業を活用し、若い世代が町内の飲食店で開催する同窓会の企画に対して支援を行い、同世代の若者の交流を推進することにより、出会いの創出やふるさとへの関心を高め、若年人口の定着・増加等、人口減少対策にかかる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、昨年12月30日には、この事業を活用し、町内の2店舗でそれぞれ25歳のグループ22人と、30歳のグループ38人で同窓会が開催され、互いに懐かしい思い出を語り合うなど、交流を深める機会となりました。

当日は、2つの同窓会におきまして、私から参加者の皆様にUターン等の動機づけになるよう、人口減少のもたらす影響や、佐川町の子育て支援対策、移住・定住施策等について説明させていただきました。

懐かしい仲間との語らい、交流が契機となり、Uターンや結婚、佐川町での子育てにつながることを期待し、引き続きこの事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、連続テレビ小説「あんぱん」につきましてご報告いたします。

4月から、漫画家やなせたかしさんとその妻、小松暢さんをモデルとした連続テレビ小説「あんぱん」の放送が決定しており、放送開始に合わせてものべがわエリア観光博「ものベスト」が始まります。

3月29日に開催するオープニングセレモニーには私も出席し、応援メッセージを送ることとなっております。

佐川町でも、1月から3月上旬にかけて、連続テレビ小説「らんまん」でも注目されましたバイカオウレンが見頃を迎え、牧野公園、加茂地区及び西山地区の群生地には、多くの観光客の皆様にご足を運んでいただき、早春の花を楽しんでいただくなど、「らんまん」の放送の効果は大きいと思っております。

今回「あんぱん」の放送により、再び高知県が注目され、多くの観光客の来高が見込まれますので、町としましても、物部川エリアの関係自治体や県の事業と連携し、観光の振興とあわせて、観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、高知高松自動車道「いの〜越知」間、進捗状況につきましてご報告いたします。

この事業につきましては、令和3年12月に全線開通いたしました「高知西バイパス」につながる地域高規格道路としまして、国土交通省が計画しており、現在の国道33号が抱える諸問題を解決するための抜本的対策として期待されております。

佐川町に対して考えられる整備効果といたしましては、「日高村からいの町波川間で発生している、朝夕交通渋滞の解消」、「台風等の大雨時、日下川流域における冠水区間の回避」、「南海トラフ地震等大規模災害時の応急復旧活動での活用」、「高知市からのアクセス向上による、さらなる観光振興と地域活性化」、「交通事故の減少」、「安全かつ決まった時間で目的地へ到着できること」などがあり、一日も早い開通を沿線自治体としても期待しております。

今後は、都市計画決定に向けた手続きを進めていくことになり、その際には、住民説明会等で、より詳細なルート案が示されることと聞いております。

町としましても、その後の事業化・工事着手へと早期に進んでいくよう、沿線自治体とも連携を密にし、国・県への要望活動を引き続き行ってまいります。

次に道の駅につきましてご報告いたします。

昨年発覚いたしました、「まきのさんの道の駅・佐川」の不明金につきましては、道の駅を管理運営しております、一般財団法人しあわせづくり佐川の元職員が、業務上横領の容疑で逮捕されるという事態となりました。

当財団は、道の駅の運営、産業及び観光の振興を目的とし、佐川町が拠出し

て設立した法人でございますので、今回の件は非常に遺憾であり、住民の皆様、関係機関の皆様に、大変ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

今後このようなことが二度と起こらないよう、佐川町としましても、指導、監督を徹底してまいります。

次に令和7年度一般会計当初予算案の概要につきましてご説明いたします。

予算編成に当たりましては、第5次佐川町総合計画の最終年度であり、総仕上げを行う重要な年度であることを踏まえ、「第5次佐川町総合計画事業の完遂に向けた着実な実施」、「子ども・子育て施策及び人口減少対策の推進」、「防災・減災対策強化の推進」、「地域経済の活性化につながる取り組みの推進」、「将来を見据えた行財政運営の実現」を基本方針といたしまして、これらを実現するための予算編成に取り組みました。

その結果、一般会計の予算規模につきましては総額86億3,975万8千円、対前年度比5億2,752万円、率にして5.8%の減額予算となりました。

減額の主な要因は、図書館さくと建設完了により、当該整備費5億2,595万9千円の減額によるものです。

歳入につきまして、まず町税、地方譲与税及び地方消費税交付金等の国からの交付金は、所得増や消費の伸び等を見込んだこと、国の地方財政計画の伸び等により、令和6年度より4,448万8千円の増額となりました。

次に歳入の約34%を占める地方交付税につきましては、令和7年度の国の地方財政計画、令和5年度及び令和6年度の交付決定額から推計し、令和6年度より5千万円増額の29億5千万円を見込んでおります。

国・県支出金は、農業水路等長寿命化・防災減災事業など、事業の完了に伴いまして、令和6年度より1億627万5千円の減額となっております。

町債は、図書館さくとの建設完了など、事業の完了に伴いまして、令和6年度より4億1,101万1千円減の3億4,350万円を計上しております。

基金繰入金につきましては、町債の償還に充てるための減債基金繰入金を1億円、ふるさと納税寄附基金や施設等整備基金など、その他の特定目的基金からの繰入金を、令和6年度より6,099万2千円減の6億2,255万9千円計上し、財政調整基金繰入金は令和6年度より1億3,758万3千円減の3億8,494万4千円を計上しております。

これらの結果、一般財源の総額としましては、5,637万5千円増の54億8,866万5千円となっております。

続きまして令和7年度の主要な事業につきまして、総合計画における分野ごとに説明をさせていただきます。

「教育」分野に関する事業としまして、まず、町民の皆様の様々な活動をつなぐ広場となります、町立図書館さくとの管理運営費としまして、4,707万6千円を計上しております。

また、令和2年度から不登校の改善や、学力向上に重点的に取り組んでいる学校教育改善重点推進事業をはじめ、ふるさと教育の充実と、ICTを活用した教育の推進など、教育研究所の設置・運営及び、ふるさと教育の推進に係る費用としまして、1億8,831万3千円を計上しております。

次に「産業と仕事」分野に関する事業としまして、まず酪農及び施設園芸農業の振興のため、レンタル畜産施設や園芸ハウス整備等に要する費用としまして、3,129万2千円を計上しております。

また、道の駅指定管理料など、まきのさんの道の駅の運営経費としまして、2,341万9千円を計上しております。

地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に3名、いちごや有機農業に3名、さかわ発明ラボに8名、おもちゃ美術館に1名、図書館に1名、はちきんの店に1名の計17名、1億1,060万8千円を計上しております。

次に「結婚・出産・育児」分野に関する事業としまして、まず18歳以下の子どもの保険適用医療費無償化のための乳幼児医療費助成事業に3,961万1千円を計上しております。

令和4年度より実施しております保育副食費及び小中学校給食費の無償化に係る経費としまして、5,152万6千円を計上しております。

また、高知県人口減少対策交付金を活用しまして、新たに取り組む若年人口の定着・増加等人口減少対策に係る経費としまして、4,770万円を計上しております。

次に「観光振興と情報発信」分野に関する事業としまして、上町地区の歴史的景観保全とまちづくりを推進する歴史まちづくり整備事業としまして、司牡丹酒造株式会社の焼酎蔵の保存活用等に係る経費としまして、2,524万7千円を計上しております。

次に、「健康と福祉」分野に関する事業としまして、まずあったかふれあいセンター事業につきましては、佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の5地区での事業運営に係る費用としまして6,799万4千円を計上しております。

地域づくり事業につきましては斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の集落活動センター活動支援などとして、1,297万6千円を計上しております。また、5地区の地域づくりを推進するために配置する集落支援員の活動経費として2,545万円を計上しております。

次に、「安全・安心」分野に関する事業としまして、まず、飲料水供給施設整備補助事業につきましては、安定した生活用水確保及び水質改善のため、飲料水供給施設を改修する費用としまして1,992万7千円を計上しております。

木造住宅耐震化支援事業につきましては、南海トラフ地震対策を推進するため、耐震診断などの委託料及び耐震改修などの補助金としまして1億6,383万円を計上しております。

地域公共交通につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、廃止路線代替バス運行維持費、高吾北広域路線バス運行維持費、及び車両導入補助金などとして5,208万3千円を計上しております。

また消防施設整備や災害対策事業としまして、斗賀野地区消防屯所の更新、ハザードマップの改訂費用等としまして3,128万1千円を計上しております。

最後に道路橋梁施設の改良、維持修繕に係る事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による道路改良工事、道路インフラの適正管理・長寿命化を図り、住民の安全安心な生活を守るために行う、道路の舗装等の修繕工事費用としまして、2億1,808万9千円を計上しております。

以上が令和7年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事業につきましては、ご報告させていただきます。

初めに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

第6次佐川町総合計画策定事業につきましてご報告いたします。

総合計画は、地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、すべての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるものです。平成28年からスタートした第5次総合計画が、令和7年度に10年計画の最終年度を迎えるため、今年度から第6次佐川町総合計画策定事業に取り組んでおります。

公募型プロポーザルによる事業者選定で「株式会社ぎょうせい四国支社」と契約を締結し、12月に住民アンケートを実施いたしました。また2月には各中学校でのワークショップや、5つそれぞれの地区で住民ワークショップを実施し、第5次総合計画の振り返りを行いました。

来年度の8月には、次期総合計画策定に向けたワークショップを各地区で実施する予定としており、多くの住民の皆様のご意見やアイデアを盛り込んだ上で、誰もが元気で安心して暮らせるまちとなるよう、住民と行政が目標を共有し、ともに実行する総合計画になるよう策定をまいります。

次に住民課の所管事項でございます。

まず、物価高騰対策の給付金につきましてご報告いたします。

この制度は令和6年12月17日に国会で可決された経済対策補正予算に基づ

き、物価高騰の影響を強く受ける住民非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給するものです。

現在確認書を送付するための準備を進めておりますので、対象と思われます世帯には順次ご案内を送付させていただきます。

また18歳以下のお子様がいらっしゃる世帯には2万円が加算されますので、これまでどおり健康福祉課から、世帯主の皆様へ確認書を送付させていただきます。

次に、納税相談につきましてご報告いたします。

2月17日から3月17日までの確定申告の期間に合わせ、役場2階におきまして納税相談を実施しており、住民の皆様と直接対面する納税相談を通じて、適切な所得の申告、納税への理解と啓発に努めております。

税業務につきましては、こうした相談や各種調査を通じ、公平・公正な賦課徴収に取り組み、自主財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場につきましてご報告いたします。

1月31日及び、2月1日に集落活動センター「加茂の里」で、県及び公益財団法人エコサイクル高知とともに、地域住民の皆様を対象とした説明会を開催いたしました。

工事の進捗状況やスケジュール等について、エコサイクル高知から説明があり、周辺安全対策の1つである長竹川の増水対策については、県土木部から説明がありました。

意見交換の概要につきましては、説明会資料とともに加茂地区の皆様へ郵送するとともに、佐川町広報誌と併せて配布している「県・エコサイクル高知からのお知らせ」でも、住民の皆様へ周知を行っております。

町としましても、しっかりと安全性を確保した施設を整備することや、工事に伴う環境保全対策等につきましては、万全を期すよう強くお願いをしているところです。

なお、現在の進捗状況につきましては、南側斜面の掘削及び改良土盛土の施工や、防災調整池底盤部の整備を進めており、進入道路整備の工事では、国道33号から東へ約450メートル入った付近まで伐採工事が概ね完了していると、エコサイクル高知から報告を受けております。

今後も引き続き、県やエコサイクル高知と連携し、工事の進捗状況等について、情報共有を図り、住民説明会等の開催を通じて、地域住民の皆様の不安の解消に努め、安全の確保と生活環境の保全に努めてまいります。

次に健康福祉課の所管事項でございます。

まず「第3期佐川町子ども・子育て支援事業計画」の策定につきましてご報

告いたします。

2月7日に、健康福祉センターかわせみにおきまして、本年度第4回目の佐川町子ども・子育て会議を開催し、各委員から様々なご意見をいただいた上で、令和7年度から令和11年度までの5か年を期間とする第3期佐川町子ども・子育て支援計画事業（案）を取りまとめました。

少子高齢化はもとより、貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、子育ての課題を抱える家庭が孤立することなく、地域全体で子育てを支えるまちを目指し、計画の推進を図ってまいります。

次に健康福祉大会につきましてご報告いたします。

3月2日に桜座におきまして、第25回佐川町健康福祉大会を佐川町社会福祉協議会とともに開催いたしました。

今年は、近い将来必ず起こる南海トラフ地震への備えテーマとし、高知大学名誉教授の岡村眞先生による「近づく南海トラフ地震～準備はもうお済みですか？～」と題した記念講演のほか、町内3校の小学生がふるさと学習で取り組んだ「防災マップ」の発表や、起震車体験、防災ウルトラクイズなど、楽しみながら学べる催しとして、多くの皆様に会場いただきました。

昨年の元旦に発生しました能登半島地震や、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報によって、南海トラフ地震が近い将来に起こる災害として改めて実感された方も多いのではないかと思います。また、本年1月には、政府の地震調査委員会から、南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率をこれまでの「70～80%」から「80%程度」に引き上げたと発表がありました。

町としましては、今後こういったイベントを通じた啓発活動や、様々な取り組みを通じて、南海トラフ地震への防災対策に万全を期すように取り組んでまいります。

次に産業振興課の所管事項でございます。

久万田堰修繕工事の進捗につきましてご報告いたします。

令和5年5月に、本体の損傷により使用できない状態となっておりました、健康福祉センターかわせみ横にある久万田堰につきましては、令和6年6月5日に有限会社愛機工業と契約を締結し、工事を進めており、今月25日に完了する見込みとなっております。

工事期間中は、近隣の住民の皆様にご迷惑をおかけしましたが、ご理解とご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

誠にありがとうございました。

次に、おもちゃ美術館に関する事業につきましてご報告いたします。

2月12日に佐川おもちゃ美術館でスタディツアーが開催され、東京都や神

奈川県、また四国各県から約 50 名の参加がありました。

スタディツアーはおもちゃ美術館の取り組みを進める「NPO法人芸術と遊び創造協会」が主催しており、地域づくりの人材を養成している「一般財団法人地域活性化センター」と連携し、全国のおもちゃ美術館をフィールドとしまして、おもちゃ美術館の設立や整備・運営に関わっている地域の皆様と意見交換や交流をすることで、お互いに地域づくりについて学ぶものであります。

ツアーではおもちゃ学芸員やスタッフ、おもちゃ作家、林業家との交流を楽しんだ後、牧野公園や上町地区周辺を散策していただき、牧野公園では見頃を迎えつつあるバイカオウレンをご覧いただき、大変喜んでいただきました。

2年目を迎えております「佐川おもちゃ美術館」の入館者数は、職員やおもちゃ学芸員など、スタッフによる日々のPRや普及活動のおかげで、年間6万人のペースを堅持しております。

また、令和7年3月には全国13番目となるなら「奈良おもちゃ美術館」がオープンすると伺っております。

今後ますます「おもちゃ美術館」の取り組みの輪が広がり、それぞれの地域に根ざし、課題解決や地域活性化の拠点となることを願っております。

次に建設課の所管事項でございます。

農業集落排水事業についてご報告いたします。

当事業は、国からの要請により、令和6年4月から地方公営企業法を適用し、企業会計方式による会計へ移行をいたしました。

企業会計方式による今後10年間の収支の試算では、人口減少に伴う使用料収入の減収が見込まれる一方で、物価高騰などの影響により、維持管理費は増加していく見込みとなっております。

平成14年5月の供用開始から22年間、消費税増税を除き使用料の改定を行わず、事業運営に取り組んでまいりましたが、汚水処理にかかる経費を使用料収入にて賄えない状態が続いており、令和7年4月使用分より、平均22.7%増の改定をさせていただくこととなりました。

排水施設をご利用の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、事業の安定的な継続のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に教育委員会の所管事項でございます。

まず、12月15日に開催されました黒岩短縮マラソンについてご報告いたします。

今年の黒岩短縮マラソン大会は、昭和49年の第1回から数えて50周年の記念大会となりました。当日は小雨まじりの寒風の中、昨年から222名増の381名の選手が健脚を競いました。また、グラウンドでは大歓声の中、ティラノザ

ウルスレースも行われ、熱く楽しい一日となりました。

主催の有限会社黒岩観光様や体育会をはじめ、お世話いただきました多くの皆様に感謝申し上げるとともに、冬の風物詩として、今後長く続いていきますよう期待をしております。

次に「二十歳の集い」についてご報告いたします。

今年の二十歳の集いは、天候に恵まれましたが、対象者 131 名の約 67%にあたる 88 名の参加で、昨年の参加者数から 21 名、割合で 1 割ほど減少いたしました。

これは数日前に、山間部に降った雪の影響で自動車道が通行止めになるなど、交通機関の乱れも影響したのではないかと考えております。

当日は町としまして精一杯のお祝いの気持ちを表したものと考えております。また、ご家族の皆様からのお喜びの声をお聞かせいただくなど大変うれしく感じております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

医師確保についてご報告いたします。

昨年末から、病院事業管理者とともに、高知大学医学部附属病院の複数の医局を訪問し、医師の派遣につきまして、直接ご相談をいたしております。

来年度は本年度と同様に、常勤医師 6 名に加え、高知大学医学部附属病院、高知医療再生機構及び高知医療センター等のご協力により、非常勤医師を派遣していただきまして、診療体制を整える予定となっております。

今後も地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が 1 件、同意案が 1 件、議案が 40 件となっております。

議員の皆様には慎重なるご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくをお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で行政報告を終わります。

日程第 5、報告第 3 号、専決処分の報告について損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提出者の報告を願います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは報告案件についてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分報告、損害賠償額の決定につきましては、佐川町立学校給食調理場の配送車が、コンテナを回収し、戻る途中で発生しました事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年2月12日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要は、令和6年12月18日午後2時31分頃、加茂小中学校から給食用コンテナを回収し、調理場へ戻る途中、佐川町甲1028番地1先路上において、進行方向右側で行われていた水道工事の車両に気を取られ、左側に停車中の軽トラックに配送車のドアミラーが接触したものです。

賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、賠償額は3万6,575円です。報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第6、同意案第1号、佐川町監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案件についてご説明申し上げます。

同意案第1号、佐川町監査委員の選任につきましては、現監査委員であります、上田益英氏の任期が本年3月31日で満了となることから、次期についても、上田氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

上田氏は長年、県内高等学校などにおいて、簿記会計情報処理の教員として教鞭をとられた方であり、会計の専門家であります。

また、温厚誠実にして、責任感と信頼性のある人柄は、監査委員として適任者であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 1 号、佐川町監査委員の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員。

したがって、同意案第 1 号は同意することに決定しました。

日程第 7、議案第 3 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 46、議案第 42 号、町道路線の認定についてまで、以上 40 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第 3 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3 億 8,470 万 5 千円を減額し、歳入を総額を歳入歳出それぞれ 92 億 9,467 万 6 千円とするものです。

議案第 4 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 1 億 1,908 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 2,759 万 6 千円とするものです。

議案第 5 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 5 万 8 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,137 万 2 千円とするものです。

議案第 6 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 9,907 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,006 万円とするものです。

議案第 7 号、令和 6 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入支出及び資本的収入予算の減額補正を行うもので、収益的収入の既決予算額を 3,448 万 6 千円、支出の既決予定額を 3,854 万 9 千円、資本的収入の既決予定額を 913 万 4 千円にそれぞれ補正するものです。

議案第 8 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 3 号）につしまし

ては、収益的収入支出及び資本的収入支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入の既決予定額を2億2,108万3千円、支出の既決予定額を1億8,980万9千円、資本的収入の既決予定額を1億4,474万9千円、支出の既決予定額を2億6,007万5千円にそれぞれ補正するものです。

議案第9号、令和6年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入支出予算の増額補正及び資本的収入予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入17億7,900万円、支出18億790万円、資本的収入の既決予定額を1億1,657万3千円にそれぞれ補正するものです。

議案第10号、令和7年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ86億3,975万8千円とするものです。

議案第11号、令和7年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ16億1,772万5千円とするものです。

議案第12号、令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ2億8,096万7千円とするものです。

議案第13号、令和7年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ6,605万8千円とするものです。

議案第14号、令和7年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ18億6,063万7千円とするものです。

議案第15号、令和7年度佐川町農業集落排水事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入3,064万7千円、支出3,153万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1,161万3千円、支出2,031万5千円と定めるものです。

議案第16号、令和7年度佐川町水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を、収入2億2,369万2千円、支出1億9,103万2千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1億2,420万8千円、支出2億6,103万6千円と定めるものです。

議案第17号、令和7年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入17億3,430万円、支出18億8,670万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入2億2,885万円、支出3億2,868万5千円と定めるものです。

議案第18号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年の人事院勧告内容に伴い、一般職の特定任期付職員の勤勉手当支給を可能とし、特定任期付職員、行政業績手当を廃止するものです。

議案第 19 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の等の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 6 年の人事院勧告内容に伴い、職員の給料月額及び職員に対する扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当などの諸手当について改正するものです。

議案第 20 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 22 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当、並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、期末手当の支給割合を引き上げる改正を行うものです。

議案第 23 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の医療職俸給表に準拠し、病院事業管理者の給料月額について、改正を行うものです。

議案第 24 号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 25 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児または、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の成立により、所要の改正を行うものです。

議案第 26 号、佐川町職員等の旅費等に関する条例の制定につきましては、国の旅費制度が抜本的に見直されたことに伴い、全部改正を行うものです。

議案第 27 号、公職選挙法に基づく選挙及び当選の効力に関する異議の申し出の場合の選挙人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 28 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 29 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第 30 号、佐川町議会及び公聴会に出頭するものの費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 31 号、刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第 32 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第 33 号、佐川町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 34 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、栄養士法の改正により所要の改正を行うものです。

議案第 35 号、佐川町立青山文庫設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町立図書館さくとの開館に合わせ、佐川町デジタルアーカイブが開設されたことに伴い、青山文庫の資料利用について所要の改正を行うものです。

議案第 36 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の令和 7 年 4 月 1 日の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 37 号、佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決に議決すべき事件に関する条例第 2 条第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 38 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者にし、指定することについて議会の議決を求めるものです。

議案第 39 号、健康福祉センター和楽の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、東元町自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 40 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場のわんぱく広場の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することにつきまして、議会の議決を求めるものです。

議案第 41 号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、佐川星を観る会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

議案第 42 号、町道路線の認定につきましては、町道楠ノ本線の認定につき

まして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が本定例会に提案させていただく付議事件でございます。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局次長から説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

ここで10時15分まで休憩します。

休憩 10時00分

再開 10時15分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、片岡さん。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第3号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明させていただきます。

令和6年度補正予算のフォルダーでございます、令和6年度一般会計補正予算（第8号）の6ページをご覧ください。6ページは、第2表繰越明許費補正となっております。

表のほうには、予算の款項の区分と事業名、及び繰越限度額を記載させていただいております。今回、表に記載の21事業につきましては、事業の実施にあたり、関係者との協議調整に不測の時間を要したことなどの理由により、事業の完了が令和7年度になることが見込まれることから、合計6億9,071万2千円を繰り越すものとなっております。

各事業の内容、繰越理由につきましては、参考資料のフォルダー内に繰越明許費追加事業一覧として掲載させていただいておりますので、ご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

次の7ページの第3表債務負担行為補正につきましては、事項の欄にございます委託料につきまして、限度額を変更するものでございます。

文書管理システム、運用保守委託料につきましては、導入するシステムの機能の精査を行ったことにより、また次の町史編さん業務委託料につきましては、委託事業費決定により減額変更となったものでございます。

次の8ページの第4表地方債補正につきましては、起債の目的欄にございます事業につきまして、それぞれ限度額の変更をするものでございます。

変更理由につきましては、国庫交付金配分額の減額や入札によります減額、

また災害件数が見込みより少なかったことなどによります事業費の減額によるものとなっております。

続きまして、補正予算についてご説明をさせていただきます。

今回、歳入歳出とも、実績見込みなどの精査によりまして、主に不用額の減額補正となっております。

減額の大きいものにつきましても、実績見込みなどから不用となったものにつきましては、説明のほうを省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

歳入歳出の事項別明細書により歳出のほうからご説明をさせていただきます。32、33 ページをご覧くださいと思います。33 ページの一番上の段になります。

2 款、1 項、1 目一般管理費、18 節負担金補助及び交付金、説明欄の人事交流職員人件費負担金 1,805 万 4 千円は、高知県との人事交流職員 3 名分の高知県への負担金となります。

次の段の 24 節積立金ですが、説明欄の減債基金積立金 2,097 万 3 千円は、追加交付されました普通交付税のうち、令和 7、8 年度の臨時財政対策債償還費分を積み立てるもので、次の施設等整備基金積立金 1 億円につきましては、各事業の歳出の減額に伴い、その財源としておりました一般財源を積み立てるものでございます。

ページ飛びまして、44、45 ページをご覧くださいと思います。45 ページの中程になります。

3 款、3 項、2 目児童福祉費、12 節委託料説明欄、私立保育所運営費 570 万円と、広域入所分保育所運営費 550 万円につきましては、国家公務員給与改定に伴い、令和 6 年度の公定価格が増となったこと及び広域入所園児が増えたことによるものでございます。

続いて、68、69 ページをご覧くださいと思います。69 ページの中程になります。

9 款、3 項、1 目教育振興費、10 節需用費 255 万 4 千円は、主に教科書改訂に伴う指導書及びデジタル教科書購入費となっております。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。

ページお戻りいただきまして 14、15 ページをご覧くださいと思います。14、15 ページです。

歳入となります。

1 款町税の補正額の合計は、今回 3,125 万 9 千円の増額となりまして、補正

後の予算額は11億2,576万5千円となっております。

続いて18、19ページの一番上の表をご覧くださいと思います。10款、1項、1目、1節地方交付税の1億26万円は、普通交付税につきまして、臨時経済対策費や給与改定費などの追加交付により、増額となったものでございます。

19ページの3つ目の表の下から2段目になります。12款、2項、6目総務管理費負担金の1,123万1千円は、当町より高知県と高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構に出向しております職員2名分の人件費負担金となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、真辺さん。

住民課長（真辺美紀君）

私からは、議案第4号と第5号について説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第4号、令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算書をお開きください。事項別明細書で説明をいたします。

歳出からまいります。

まず最初に、12ページ、13ページをお開きください。一番下の枠です。

2款、1項、1目療養給付費の説明欄、療養給付費減額9千万円と、その下の枠、3目療養費の説明欄、療養費減額50万円とあと1つ、15ページ、14ページ、15ページに移ってください。

2項、1目高額療養費の説明欄、高額療養費2千万円の減額、この3つの項目を合わせまして、1億1,050万円の減額としています。

減額の理由ですけれども、医療費の予算につきましては、令和3年度以降の実績で予算を組んでおりましたけれども、6年度は5年度に比べまして大幅に支払いが少なかったため、約1億1,050万円の減額とするものでございます。

続きまして歳入にまいります。8ページ、9ページをお開きください。上から3つ目の枠です。

3款、1項、1目保険給付費等交付金の普通交付金、説明欄、1目普通交付金の説明欄、普通交付金1億1,052万4千円の減額。こちらは先ほど歳出で説明をいたしました、保険給付費が減額となったため、財源となる県の支出金も減額とするものでございます。

その下の2節特別交付金の説明欄、上から2つ目の特別調整交付金、こちらは増額です。1億、失礼しました。1,974万7千円の増額でございます。

こちらは医療給付費のうち、結核や精神に係る保険者負担額の割合が一定以

上の割合になる市町村に交付される項目につきまして、当初の見込みよりも6年度は費用が多かったため、こちらの金額が増額となるものでございます。

続きまして10ページ、11ページをお開きください。上から3つ目の枠です。

7款、2項、3目返納金です。1節返納金の説明欄、現年度分返納金105万4千円の増額です。

こちらは国保の資格喪失後に、誤って国保の保険証を使って病院を受診した方からの、医療費の保険者負担分の返還金が6年度は多かったため、増額とするものでございます。国保会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第5号のほうをお開きください。令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第4号）です。

こちらでも事項別明細書で説明をいたします。まず、10ページ、11ページをお開きください。下の枠です。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金の、18節負担金補助及び交付金の説明欄、後期高齢者医療広域連合納付金4万4千円の増額は、広域連合に納める納付金が確定したため、不足分を補正するものでございます。

続きまして歳入にまいります。8ページ、9ページをお開きください。

1款、1項、1目特別徴収保険料、1節の現年度特別徴収保険料の説明欄、180万2千円の減額とその下の特別徴収、失礼しました。特別徴収保険料で180万2千円の減額とその下の普通徴収の保険料は増額で、413万8千円の増額となっています。

この2つの項目、保険料を合わせますと、プラマイいたしますと233万6千円のプラス、増額となったことから、その下の3款、1項、3目保険基盤安定繰入金を229万2千円減額し、先ほどの保険料の増額と合わせまして、4万4千円の増額とするものでございます。以上でございます。説明は以上です。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは議案第6号、令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明をさせていただきます。

同じフォルダーの中の、介護保険議案第6号、介護保険の補正予算書をお開きください。補正予算書の12、13ページをお願いいたします。

歳出予算の明細書となっております。

決算見込みに伴います不用額の減額補正につきましては説明を省略させていただきます、増額の主なもののみ説明をさせていただきます。

まず12、13ページの1段目の表の1款、1項、1目、12節の説明欄、介護

保険制度に伴うシステム改修委託料の 66 万円につきましては、高額介護サービス費、補足給付の基準額変更に伴う介護保険システムの改修費用となっております。

次に 14、15 ページをお願いいたします。3 段目の表、3 款、3 項、1 目、1 8 節の説明欄、訪問型・通所型・生活支援サービスの負担金 40 万円につきましては、当該サービスの利用が当初予算における計画値より若干上回る見込みのため、増額を行うものでございます。

続きまして、ページ戻りますが 8、9 ページをお願いします。8 ページ、9 ページをお願いします。歳入の明細書となっております。

2 段目の表の 3 款、2 項、4 目、1 節の説明欄、システム改修補助金 32 万 9 千円につきましては、歳出予算の 1 款、1 項、1 目でご説明いたしました、システム改修委託料 66 万円に対する国庫補助金となっております。

以上が議案第 6 号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

それでは私のほうから、議案第 7 号及び議案第 8 号についてご説明をさせていただきます。

議案第 7 号、令和 6 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算書（第 2 号）につきまして、まずご説明させていただきます。

議案第 7 号の 7 ページ、8 ページの事項別明細書をご覧ください。今回の補正予算につきましては、収益的収入支出及び資本的収入の既決予定額について減額補正を行うものです。

支出のほうからご説明させていただきます。

支出につきましては、1 款、2 項、2 目の消費税及び地方消費税について、9 万 7 千円を減額するものです。

また収入につきましては、1 款、2 項、3 目の他会計補助金につきまして、一般会計補助金を 79 万円、4 目の国庫補助金を 75 万 9 千円をそれぞれ減額し、6 目の消費税及び地方消費税還付金を、30 万 8 千円を増額するものとなっております。

また資本的収入及び支出につきましては、1 款、4 項、1 目の一般会計出資金につきまして 162 万円を減額し、これらによりまして収益的収入の既決予定額を 3,448 万 6 千円、支出の既決予定額を 3,854 万 9 千円、資本的収入の既決予定額を 913 万 4 千円にそれぞれ補正するものとなっております。

引き続きまして議案第 8 号についてご説明させていただきます。

議案第8号、令和6年度佐川町水道事業会計補正予算書（第3号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、収益的収入支出及び資本的収入、支出の既決予定額につきまして減額補正を行うもので、収益的収入の既決予定額を2億2,108万3千円、支出の既決予定額を1億8,980万9千円、資本的収入の既決予定額を1億4,474万9千円、支出の既決予定額を2億6,007万5千円にそれぞれ補正するものとなっております。

支出のほうからご説明させていただきます。議案第8号の7ページのほうの事項別明細書をご覧ください。

1款、1項、1目の原水及び浄水費につきまして、水質検査の委託料の入札減により、不用となる見込みの200万円の減額。

1款、1項、4目の総務費につきましては、経営計画策定委託料の見積もり徴収による減額により、不用となる見込みの50万円の減額。

1款、1項、6目の資産減耗分は、新室原浄水場、新、ごめんなさい、新室原水中ポンプ1台、室原滅菌機撤去に伴う固定資産除却費の12万円の増額となっております。

続きまして、収入についてご説明をさせていただきます。8ページの資本的収入及び支出の収入の表をご覧ください。

1款、2項、2目他会計補助金につきましては、応急給水資機材整備事業補助金の入札減により、県の補助金の減額により11万9千円の減額。

1款、2項、3目他会計補助金につきましては、加茂地区浄水場整備補助金加入見込件数減により、応急給水資機材整備事業補助金入札減により、19万1千円の減額となっております。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは、議案第9号、令和6年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明させていただきます。

同じフォルダー内の佐川町病院事業特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

議案本文にありますとおり、この補正は令和6年度佐川町病院事業特別会計予算に定めております、第3条収益的収入及び支出と、第4条資本的収入の予算額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただくものです。

続きまして、6ページをお開きください。事項別明細書の収益的収入及び支

出の表をご覧ください。

収入の1款、6項、3目のその他特別利益につきまして、1千万円を増額補正し、支出の1款、6項、3目、その他特別損失にも1千万円を増額補正をするものです。

本年度、当院に1千万円の寄附がございましたので、病院事業において、それを将来の施設設備の修繕に充てるため、特別修繕引当金として1千万円を計上しております。

続きまして、7ページをお開きください。資本的収入及び支出となります。

収入の表をご覧ください。収入の1款、4項、1目の介護サービス事業繰入金につきまして、72万2千円を減額補正するものです。

これは佐川町病院事業の附帯事業であります、デイケア、デイサービスの介護事業で使用する車両を購入するため、一般会計の介護サービス事業基金から、車両購入に必要な費用額を繰り出していますが、入札により車両購入費用が当初予算より減額となったため、減額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、片岡さん。

総務課長（片岡和子君）

それでは私からは、議案第10号から議案第22号まで、ご説明をさせていただきます。

議案第10号、令和7年度佐川町一般会計予算から議案第17号、令和7年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、来週の予算勉強会におきまして、各担当課局次長からご説明をさせていただきますので、この場での説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第18号からご説明のほうをさせていただきます。

参考資料のフォルダーに掲載をさせていただいております議案第18号関係をご覧くださいと思います。条例の新旧対照表となっております。

議案第18号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年の人事院勧告に伴う改正となっております。

現行、第7条第4項は、特定任期付職員業績手当を支給することができる規定となっておりますが、この条項を削り、業績手当の支給を廃止するものでございます。

次に第8条には、給与条例の適用除外等が規定されておりますが、第1項の下線を施してある箇所の第15条の4、これは職員の給与条例の勤勉手当の、

失礼しました。勤勉手当についての規定ですが、これを削りまして、勤勉手当支給を可能とするものでございます。

また、第8条第2項では、期末手当の支給割合を現行100分の172.5から100分の95に改正し、勤勉手当の支給割合を100分の87.5とするものでございます。

続きまして、議案第19号の説明をさせていただきたいと思います。

参考資料の、議案第19号第1条関係をご覧くださいと思います。

主な改正点についてご説明をさせていただきます。

まず1ページにございます、第7条は、扶養手当についての規定となっております。現行、第7条第2項第1号に規定しております、配偶者に係る扶養手当を廃止し、第3項では、扶養手当の月額を規定しておりますが、ここに係る扶養手当を現行1人につき1万円から1万3千円に改正するものでございます。

続いて5ページをご覧くださいと思います。

5ページの下から3行目は、管理職特別勤務手当に関する規定第14条の3となっております。

6ページに記載の第2項では、現行週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務をした場合に、手当を支給することとしておりますが、支給対象時間を拡大いたしまして、午後10時から翌日の午前5時までの間に改正するものでございます。

7ページからは、給料表の改定になります。

3級から6級について号給の構成を改めるものとなっております。

例えば、現行3級の5号が改正後では3級1号に、同様に4級9号、5級9号、6級13号がそれぞれ4級、5級、6級の1号になるものでございます。

本条例の施行日は令和7年4月1日となっております。

続きまして、参考資料の議案第20号関係をご覧くださいと思います。

議案第20号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、期末手当の支給割合を高知県の特別職と同じ水準に改正するもので、現行100分の157.5を100分の7.5引き上げ、100分の165とするものでございます。

条例の施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

次の議案第21号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第22号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、先ほどの議案第20号の特別職と同様に、令和7年度より、期末手当の支給割合を100分の7.5引き上げ、100分の165とする改正を行う

ものです。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは、議案第 23 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。参考資料フォルダー内の議案第 23 号関係の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正につきましては、第 2 条の病院事業管理者の給料月額を改定するものでございます。給料月額は、令和 6 年度の人事院勧告により、国の医療職俸給表 1 号の 5 級の最高級表に準拠しております。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、片岡さん。

総務課長（片岡和子君）

それでは引き続きまして、議案第 24 号から議案第 32 号まで、ご説明をさせていただきます。

参考資料の、議案第 24 号関係をご覧くださいと思います。

議案第 24 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により生じた条項のずれを、下線部のとおり整備するものでございます。

続きまして、参考資料の議案第 25 号関係をご覧くださいと思います。

議案第 25 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

主な改正点につきましては、まず 1 ページ目の第 9 条の 3 で、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定をしているところでございますが、第 2 項の下線部のように、免除の対象となる子の範囲を現行 3 歳に満たない子から、改正後案のとおり、小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものでございます。

また、2 ページの右側の表の一番下の行に記載のとおり、配偶者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等につきまして、次のページの 3 ページ、1 行目から始まる第 19 条の 2 に、また第 19 条の 3 に勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものとなっております。

続きます議案第 26 号につきましては、議案のフォルダーの中にごございます、

議案のほうをご覧いただきたいと思います。

議案第 26 号、佐川町職員等の旅費等に関する条例の制定につきましては、国内外の経済社会情勢の変化への対応や、事務負担の軽減のため、国の旅費制度が抜本的に見直されましたことに伴いまして、本町の旅費に関する条例につきましても見直しを行い、全部改正を行うものとなっております。

議案の 3 ページ目の第 6 条に、旅費等の種目を定めております。第 6 条をご覧いただければと思います。

旅費等の種目につきましては、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当としております。

主な見直し点の 1 つ目は、宿泊費の上限額です。第 15 条をご覧ください。

現行高知県内 8 千円、県外 1 万 2 千円となっておりますが、改正後は、国家公務員等の旅費支給規程に定める旅費、宿泊費基準額を上限額とすることとしております。なお、宿泊先を指定された場合は、その実費額を支給するものいたします。

2 つ目は、宿泊手当です。

第 17 条をご覧ください。現行、高知県外の出張について、出張中の日数に応じ、1 日当たり宿泊を伴う場合に 2 千円、県外日帰り 4 千円、ただし、全行程車の場合は、半額の定額で日当を支給しております。

改正後はこの日当はなくなり、県外の前泊につき 1 夜当たり 2,400 円の前泊手当を支給するようになります。

ただし、宿泊費、または包括的宿泊費に、朝食や夕食にかかる費用に相当するものが含まれる場合は、第 1 号、第 2 号のと通りの額となります。

3 つ目は、第 16 条に定める包括宿泊費、いわゆるパック料金のほうを新たに規定するものでございます。

本条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日となります。

続きます議案第 27 号、公職選挙法に基づく選挙及び当選の効力に関する異議の申し出の場合の選挙人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 30 号、佐川町議会及び公聴会に出頭するものの費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長からの提案説明のとおり、佐川町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、改正を行うもので、旅費及び費用弁償の支給につきまして、令和 7 年 4 月 1 日より佐川町職員等の旅費等に関する条例の例により支給することを定めております。

議案第 31 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律において、懲

役及び禁固を廃止し、拘禁刑を創設する改正が行われ、令和7年6月1日から施行されるため、関係いたします条例について、懲役または禁固を拘禁刑に改めるもので、令和7年6月1日より施行するものでございます。

議案第32号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、令和7年4月1日より施行されます、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、条項のずれが生じておりますので、関係する条例について、同法の引用規定の整備を行うものとなっております。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは、議案第33号及び議案第34号のご説明をさせていただきます。

まず議案第33号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

参考資料フォルダー内の議案第33号をご覧ください。新旧対照表となっております。

こちらは食事の提供の特例規定を定めております第16条におきまして、第1項第2号で、栄養指導を受けられる整備体制について、現行の栄養士の他、管理栄養士を追加するものとなっております。

これは地方分権を進めるための関係法律の整備によりまして、栄養士法が改正され、令和7年4月1日より、栄養士免許を取得しなくても、管理栄養士となることが可能になることを受けた改正となっております。

本条例の施行日は令和7年4月1日です。

次に議案第34号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

同じ参考資料フォルダーの議案第34号の一覧、新旧対照表をご覧ください。

第153条第13項におきまして、複数の事業所が併設されている場合の従業員の配置について定めておりますが、先ほどご説明いたしました議案第33号と同様に、栄養士法の改正により、管理栄養士を加える箇所が必要がある箇所があるために、改正を行うものであります。

本条例の施行日は令和7年4月1日となります。

以上で私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、廣田君。

教育次長（廣田春秋君）

それでは私のほうからは、議案第 35 号、佐川町立青山文庫設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例の改正につきましては、佐川町立図書館さくが 12 月に開館したことに併せまして、ホームページ上で青山文庫等の資料を公開する佐川町デジタルアーカイブを開設するために必要な改正を行うものとなっております。参考資料の議案第 30 号関係、新旧対照表のほうをご覧ください。

佐川町デジタルアーカイブで公開する資料につきましては、パブリックドメイン、著作権等の制限を受けないものということですが、そういうものに該当する資料を中心としていることから、資料の閲覧、利用については、利用申請を求めないということにしております。

一方、青山文庫が所蔵する資料につきましてはパブリックドメインに該当しないというような資料もあり、その利用については引き続き許可申請が必要であるということから、第 8 条第 4 項に、佐川町デジタルアーカイブで公開するものは、許可申請が不要であるという旨の規定を追加をしております。

このことによりまして、アーカイブで公開した資料につきましては、ホームページ上から自由にダウンロードして活用できるということになります。

その下段、第 9 条及び第 10 号につきましては、青山文庫では今まで使用料を徴収するという場合もありましたけれども、佐川町デジタルアーカイブでも使用料を徴収しないこと、また使用料が発生するのは年間 1、2 件ということでもあり、料金を徴収することよりも取らないことで利用の障壁を下げ、利用の活用促進を図ることができると。そういうことから、使用料を規定してきた条文及び別表を削除するというものになります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

はい。

私のほうから、議案第 36 号についてご説明をさせていただきます。

議案のフォルダーの中の議案第 36 号をご覧ください。

本議案につきましては佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましては、生活衛生等関

係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係法令の整備等が本年4月1日に施行されることから、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものとなっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

続きまして議案第37号、佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定についてご説明をいたします。

議案フォルダー内の議案第37号のファイルをお開きください。

議案本文の次のページからは全103ページ、6章で構成する第3期計画書を掲載しております。

計画の個別の取り組み等につきましては、後日の予算勉強会でご説明をさせていただきますので、この場におきましては、第1章の計画の概要につきまして説明をさせていただきます。

計画書の1ページをお開きください。計画策定の背景と趣旨について記載しております。

要約いたしますと、これまで数次にわたる子ども・子育て関連法の改正とともに、こども家庭庁の設立、こども基本法の制定などが行われ、こどもまんなか社会実現を目指す方向性が示される中で、貧困やヤングケアラーなど、新たな社会的な課題への対応も踏まえて、第3期の子ども・子育て支援事業計画が策定をされております。

2ページには計画期間が示されております。第3期計画は令和7年度から令和11年度までの5か年となっております。

次に計画書の3ページをお開きください。

本計画の位置付けにつきまして、総合計画を上位計画とすることや、地域福祉計画等との関係を図表をしております。

法的位置付けといたしましては、子ども・子育て支援法に基づき、すべての自治体において国の基本指針に則して、策定が義務づけられるものというふうになっております。

4ページには計画の策定方法が記載をされております。

計画案の協議、策定につきましては、子供の保護者や学識経験者、学校保育現場の代表者などで構成する、佐川町子ども・子育て会議で行い、また、計画策定にあたっては、子供本人や保護者のニーズを把握するためのアンケート調査、保育士などへの専門職へのアンケート調査を実施をしております。

以上で議案第 37 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から、議案第 38 号についてご説明させていただきます。

議案第 38 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましては、令和 7 年 3 月 31 日に指定管理が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく、公募によらない選定により、引き続き特定非営利活動法人とかの元気村に当施設の指定管理を指定するものであります。

指定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日より、令和 10 年 3 月 31 日までとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

続きまして議案第 39 号、健康センター和楽の指定管理者の指定につきましてご説明をいたします。

議案フォルダーの第 39 号の議案本文をご覧ください。

佐川地区の東元町自治会にあります健康センター和楽につきましては、指定管理者の指定期間が令和 7 年 3 月末に満了いたしますが、現在の指定管理者、東元町自治会により、適切に管理されており、また当施設は地域住民の集会所としての役割や、災害発生時の緊急避難場所など、地域住民の生活に根づいた施設となっているため、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条ただし書きに基づく公募によらない選定により、引き続き東元町自治会に、自治会を指定管理者に指定するものでございます。

指定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで、5 か年となっております。以上、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、廣田君。

教育次長（廣田春秋君）

それでは私のほうからは、議案第 40 号と 41 号について説明をさせていただきます。

議案第 40 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則第 2 条に基づく、公募によらない選定によりまして、従前から指定管理者に指

定をしています、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。

指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。

今回指定をいたしますとかの元気村は、通算12年間指定管理者として管理運営を行った実績を有しており、この広大な土地を適切に管理し、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるということから、指定管理者としてふさわしいというふうに判断をしております。

続いて議案第41号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定につきましても、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前から指定管理者に指定をしています佐川星を観る会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。

指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。

本施設につきましても、令和元年より佐川星を観る会が指定管理を実施しており、これまでも適切に管理、活用がされているということから、同会が指定管理者にふさわしいという判断をしております。以上、よろしく願います。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

議案第42号、町道路線の認定についてご説明をさせていただきます。

参考資料のフォルダーの中にあります、議案第42号関係をご覧ください。

今回、町道路線として認定しようとする道路は、斗賀野駐在所近くに造成された住宅用地内の道路で、起点終点ともに東組字楠ノ本1255番4で、延長のほうで47.68メートル、幅員につきましては4.91メートルとなっております。

この道路につきましては、建築基準法第42条第1項第5号に規定します位置指定道路として、民間会社が開発を計画し、令和4年9月20日付高知県告示第765号で、指定を受けております。

開発者からの寄附の申し出を受け、書類並びに現地調査により、問題ないことを確認しましたので、本年1月27日付けで本町への所有権移転登記を完了しております。

道路法の規定に基づきまして、今回、議決のほうを求めるものです。どうぞ

よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で議案第 3 号から議案第 42 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 10 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 20 分

